

東灘区保護司会の年譜

「東灘区保護司会の年譜」は、「更生保護便覧'14」「更生保護50年史」「兵庫県更生保護五十年誌」「更生保護60年史」、更に法務省・文部科学省・警察庁・内閣府・首相官邸・全国保護司連盟などのホームページを参考にまとめたものです。

【更生保護制度の誕生】

●第二次世界大戦後、新憲法のもと、大きな制度改革が行われ、昭和24年5月に犯罪者予防更生法が制定されて、新たな国家の制度として更生保護制度が成立した。これにより、保護観察、仮釈放、犯罪予防活動等についての基本的な制度が確立され、保護処分を受けた少年のほか、新たに仮釈放者に対する保護観察が導入された。そして、法務府の外局として中央更生保護委員会が設置され、全国8か所に少年・成人別の地方保護委員会が、さらに全国49か所に少年・成人別の保護観察所が置かれた。

●一方、保護司については、昭和25年5月25日の保護司法の制定により、従来の司法保護委員は「保護司」と改称され、犯罪者予防更生法の規定による保護観察に関する職務を行わせるとされた。このとき保護司は、少年・成人別合わせて約35,000人であった。

なお、「保護司の定数は、全国を通じて、52,500人をこえないものとする」と定められ、兵庫県（神戸保護観察所）で2,020人、東灘区で41人であった。現在は全国52,500人（平成25年末実数は47,914人 91.3%）、兵庫県2,151人（1,958人 91.0%）、東灘区52人（51人 98.1%）である。

●東灘区少年・成人保護委員会の初代会長に楠山榮少年保護司、今村恒太郎成人保護司が就任された。

●また、同日昭和25年5月25日制定の更生緊急保護法では、保護観察に付されない満期釈放者・執行猶予者・起訴猶予者に対しても国の責任において更生保護の措置を行う旨が明記され、宿泊保護を担う施設として、明治以来の更生保護の原点でもある更生保護会が位置付けられた。更生保護会は昭和25年末現在143施設を数える。

●昭和25年7月4日全国保護司連盟が組織された。（その後、昭和45年6月1日に地方及び都道府県保護司連盟（現在は都道府県保護司会連合会）の代表者を社員とする社団法人となった。その後、平成23年12月5日保護司会連合会の代表者や外部の有識者を理事、監事、評議員とする更生保護法人に改組した。）

●昭和25年7月9日第1回兵庫県保護司大会が神戸市葺合区雲中小学校で開催された。

●昭和26年7月1日第1回「社会を明るくする運動」が実施された。中央行事として全国保護司大会等が東京で開催され、矯正・更生保護に関する壁新聞、リーフレットの発行、ラジオ放送による広報活動などが行われた。

犯罪者予防更生法が昭和24年7月1日に施行され、大変良い法律ができたと歓迎した東京・銀座の商店街の人々が自ら進んで「犯罪者予防更生法実施記念フェア」と名付けた催物を7月13日から1週間銀座を挙げて展開した。この銀座フェアが刺激となり、翌年の昭和25年7月1日から10日間、中央更生保護委員会が中心になって「矯正保護キャンペーン」が実施された。

●昭和27年4月28日サンフランシスコ平和条約が発効し、独立を回復するとともに、占領行政により定められた諸法令、制度について検討が加えられた結果、行政機構改革の一環として、昭和27年8月

1日法務省が設置された。

- ・法務省の内部部局として保護局が、また同省の附属機関として中央更生保護審査会
- ・地方少年保護委員会・地方成人保護委員会に代わって、「近畿」地方更生保護委員会
- ・少年・成人の両保護観察所が統合されて「神戸」保護観察所

が設置され、現在の組織に近い形となった。

●同時に、兵庫県少年司法保護委員連合会と兵庫県成人司法保護委員連合会の総合改組が考慮され、まず昭和27年11月12日に「神戸市保護司連合会」が結成されたが発展的解消をとげ、翌年1月26日県下33保護区により組織する「兵庫県保護司連合会」が結成された。

また、東灘区の少年・成人に分かれていた保護委員会も一本化され、名称も「東灘区保護司会」と改称され、初代会長に今村恒太郎保護司が就任された。

●昭和29年9月28日第2回兵庫県保護司大会が神戸御影公会堂で開催された。

●昭和36年5月第8回から兵庫県更生保護会連盟が加わり2団体の共催になり、名称も兵庫県更生保護大会となった。

●昭和42年1月兵庫県保護司連合会が兵庫県保護司連盟に改称された。

●昭和44年10月1日保護司証票及び記章規程の制定（昭和63年3月31日改正）

記章のデザインの趣旨は次のとおり。輪郭の輪「丸」は、人の和を表し、紅布地は、人々の心・熱情を表す。18枚の菊は、ひまわりと旭日を重ね合わせ、浮き出し模様による曲線とした。「法」の文字は、中国の清時代の書家「趙之謙」（ちょうしけん）の創始文字を使用している。全体の図柄としては、「法」の文字を一番高くし、黄金の菊を配し、丸台座付記章とし、保護司の権威と品位を尊重しつつ親しみやすいものとした。

●平成7年1月17日阪神淡路大震災において、東灘区は、岩田随教保護司をはじめ1500名近くの住民が亡くなるなどもっとも被害の大きな地域となった。

【保護観察制度の確立】

●昭和29年4月1日執行猶予者保護観察法が制定され、従来の仮出獄、仮退院及び少年法により保護観察に付された者の保護観察とは別に、刑の執行猶予者に対する保護観察制度が成立した。

●また、平成33年3月25日には売春防止法が一部改正され、婦人補導院仮退院者に対する保護観察制度が創設された。

●ここに、現行の5つの保護観察の種別がすべて出揃うことになった。

1) 家庭裁判所で保護観察に付する旨の保護処分を受けた者（1号観察）

2) 少年院からの仮退院を許されている者（2号観察）

3) 仮出獄を許されている者（3号観察）

4) 裁判所で刑の執行を猶予し保護観察に付する旨の言渡しを受け、その裁判が確定した者（4号観察）

5) 婦人補導院からの仮退院を許された者（5号観察）

●昭和52年「交通事件対象者に対する短期の保護観察の実施について」（保護局長通達、昭60全部改正）平成6年「短期保護観察の実施について」（保護局長通達）

保護観察処分少年のうち、家庭裁判所は、交通事故・交通違反で、それ以外には問題がない少年について

て、短期の殊遇が適当だという勧告をする場合がある。またそれ以外の場合でも非行性が進んでいない少年について、短期の処遇が適当だと勧告をする場合がある。前者を交通短期保護観察と呼び、3～4 箇月くらい、後者を短期保護観察と呼び、6～7 箇月たつと解除の対象となる。

【保護司会の法定化】

●保護司法が昭和25年5月に制定されてから半世紀が経ち、この間、社会経済情勢の変化、特に地域社会における連帯感の喪失、人間関係の希薄化等により保護司の職務遂行が著しく困難となり、また、こうした事情を反映して保護司に適任者を得ることも大変難しくなってきた。これらを踏まえ、平成10年5月20日に保護司法が一部改正された。

改正の要点は

- ①保護司会の計画に基づく保護司の職務の遂行に関する規定の整備
- ②保護司会及び保護司会連合会の法定化
- ③地方公共団体の保護司、保護司会及び保護司会連合会に対する協力規定が新設されたことである。

これにより新任保護司の年齢が60歳から65歳以下、再任の上限年齢が80歳から76歳未満となった。

●平成11年1月19日保護司会及び保護司会連合会に関する規則が制定された。

●平成11年4月1日兵庫県保護司連盟の名称が以降兵庫県保護司会連合会と改称された。

現在、保護司は保護区ごとに保護司会（東灘区保護司会）を組織し、これらの保護司会が連合して保護観察所の管轄区域ごとに都道府県保護司会連合会（兵庫県保護司会連合会）を結成、さらに地方更生保護委員会の管轄区域を単位とした地方保護司連盟（近畿地方保護司連盟）、全国組織として社団法人全国保護司連盟がそれぞれ結成されている。

●平成11年4月1日東灘区保護司会では、会則・細則を制定、施行し、3つの部会（犯罪予防部会、協力組織部会、研修部会）、事務局としての総務が設置された。

●平成14年4月1日東灘区保護司会会則の改正・施行

会則第1章総則第8条役員の選任、第3章会議第12条会議の種類を改正、細則の改正と追記

●平成16年4月1日東灘区保護司会会則の改正・施行

保護司会活動に関する手続きについて会則、細則の一部を改正

●平成26年4月23日東灘区保護司会会則の改正・施行

平成24年3月27日 「保護司会及び保護司会連合会に関する規則」（法務省令）第4条及び第13条の改正にともない会則第4条の一部を改正

【学校との連携】

●平成10年5月20日保護司法の改正により、保護司の職務として犯罪予防活動が明確化され、また、活動単位である保護司会が法定化されたことで、地域社会の様々な機関・団体とこれまで以上に緊密に連携することになった。

●全国保護司連盟では平成13年5月に「学校と保護司との連携強化のための推進要綱」を定め、以来毎年そのための事業に取り組んでいる。本推進事業として、全国各地保護司会においては、学校訪問、学校との意見交換会などにより、更生保護や保護司について説明するほか、地域や学校での児童・生徒の問

題などの情報を交換するなど、積極的に連携を進め、また、学校行事への参加、保護司による授業など、児童・生徒と直接関わることにより、健全育成・非行防止などに取り組んでいる。

●また、学校担当保護司として、中学生の犯罪・非行の未然防止と健全育成を図ることを目的とした、学校との連携による「中学生サポート・アクションプラン」を推進している。更に、不登校、ひきこもり及び非行等の問題を抱えた個々の少年を支援することを目的とした、学校、警察、児童相談所、警察、保護観察所等関係機関から構成する「少年サポートチーム」の取り組みもある。

～全国保護司連盟による学校と保護司の連携活動～

●平成12年「中学生の明日へー学校と保護司との連携ブックレットー」

これまで地域社会において非行に陥った少年の立ち直りと非行防止活動に取り組んできた保護司と学校との連携事例をもとにブックレットを作成し、全国の中学校等に配布した。

●平成13年5月23日「保護司と学校との連携強化のための推進要綱」

学校と更生保護との連携を一層充実、発展させ、中学生の健全育成を図るために

- ・各保護司会連合会による保護司(会)と学校との連携強化活動の充実のための行動計画を策定する
- ・行動計画に基づき、各保護司会は7月ごろから11月ごろにかけて地元の中学校の実情に応じた具体的な活動を行う

●平成14年3月20日「学校と保護司との連携強化活動」実施結果報告書

平成12年に作成したブックレットを活用しての保護司と学校との協議会や事例研究会、セミナー、保護司研修等を全国で開催され、これらの協議会や研修等の活動42事例をまとめた。全国の中学校にそれぞれの地域の保護司が直接持参し、連携強化に努めた。

●平成14年「生きる力サポートブック」

●平成15年3月「ともに手をとってー学校と保護司との連携ブックレットー」

●東灘区保護司会「学校との連携強化活動」

平成9年度は支部別研修会を実施していたが、平成10年度からは毎年五支部持ち回りで東灘区保護司会としての強化事業を行っている。

～法務省からの働き掛け「中学生サポート・アクションプラン」～

●平成14年4月「中学生サポート・アクションプランの実施～次代を担う青少年の健全育成～」

非行問題に関する豊富な知識、処遇経験等を有する保護司(学校担当保護司)が中学校との連携の下、生徒の非行防止を目的とした様々な地域活動を行う。

(具体的な活動内容)

- ・非行問題、薬物問題をテーマにした中学生に対する非行防止教室の実施
- ・問題行動に対する地域のサポートチームの構成員としての活動
- ・思春期の子育て支援のための保護者に対する働き掛けの実施
- ・問題を抱えた生徒への指導方法等についての教師との個別協議の実施
- ・生徒指導担当教師との合同事例研究会の実施
- ・「副読教材」の作成

●平成24年3月「保護司と学校との連携パンフレット」

児童・生徒の非行の芽を早い段階で摘むことが重要であるとの観点から、地域における保護司と学校の連携を深めるための資料として作成し、全国の保護司に配布し、学校訪問の際にこれを持参し学校と

の連携に努めた。

～文部科学省が実施する事業への参加・協力「サポートチーム」～

●平成10年3月「児童生徒の問題行動等に関する調査研究協力者会議」

学校側の取組方針が「抱え込み」から「開かれた連携」へと変化してきており、家庭、学校、地域社会が一体となって子供の問題に対応することが求められる。

●平成13年4月「少年の問題行動等に関する調査研究協力者会議報告書 心と行動のネットワーク～心のサインを見逃すな、「情報連携」から「行動連携」へ～

問題行動の前兆を把握し早期に対応すること、学校と関係機関等との間で単なる情報交換だけではなく、相互に連携して一体的な対応を行うことが必要であり、「サポートチーム」の設置を提言。この「サポートチーム」は、各市町村の教育委員会を中心に、学校、警察、児童相談所、保護司(会)などから構成されることになっている。「サポートチーム」は、原則として、一人の児童生徒に対して一つのサポートチームが形成される。

【更生保護制度の再構築】

●平成16年後半から平成17年前半にかけて保護観察対象者等による重大な再犯事件が相次いだことを契機として、法務大臣の下に設けられた「更生保護のあり方を考える有識者会議」が平成18年6月27日に報告書「更生保護制度改革の提言～安全・安心の国づくり、地域づくりを目指して～」を取りまとめた。

●この提言を受けて、平成19年6月15日従来の犯罪者予防更生法と執行猶予者保護観察法を整理・統合し、更生保護の新たな基本法となる更生保護法が制定された。この法律の目的に、再犯を防止することと改善更生を助けることが一体のものとして明記されたほか、保護観察における遵守事項を整理して充実させ、その弾力的な設定を可能とするとともに、受刑者等の社会復帰のための生活環境の調整を一層充実させ、犯罪被害者等の意見等を仮釈放審理において聴取し、その心情等を保護観察対象者に伝達する制度が導入された。

【保護司の安定的確保】

●現在、保護司人員が減少傾向にあることに加え、保護司からも保護司適任者の確保が困難になっているとの声がある中、保護司の安定的確保は喫緊の課題となっている。こうした状況を踏まえ、保護司制度の基盤整備の在り方について検討するため、平成23年3月に法務省保護局と全国保護司連盟の共同による「保護司制度の基盤整備に関する検討会」が立ち上げられ、平成24年3月検討結果を報告書にまとめた。

報告書の提言は多岐にわたるものであったが、

・保護司が受けた物的損害等に対する補償制度の創設や新任時の年齢制限の1歳引き上げなどは早期に実現し、

・平成24年度に、「更生保護サポートセンター」を全国155地区（なお、東灘区は平成24年7月1日）、「保護司候補者検討協議会」を全国450地区に設置した。

・また、地方公共団体との連携強化については、保護局長から全国市長会及び全国町村会に保護司活動に関する協力依頼を行った。

●平成26年3月に法務省保護局と更生保護法人全国保護司連盟で「保護司の安定的確保に関する基本的指針」が作成された。今後の保護司の安定的確保については、同指針に基づき、保護司組織と国が一体となってこれまで以上に取り組むこととされている。

【再犯防止に向けた総合対策】

●犯罪対策閣僚会議において、平成24年7月20日「再犯防止に向けた総合対策」が決定され、数値目標として、「刑務所出所後2年以内に再び刑務所に入所する者等の割合を今後10年間で20%以上削減する。」ことが掲げられた。また、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を控え、世界一安全な日本を創ることは、国を挙げて成し遂げるべき使命であることから、平成26年12月16日「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」で数値目標、2020年までに、「犯罪や非行をした者の事情を理解した上で雇用している企業の数を現在の3倍にする。」「帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数を3割以上減少させる。」が決定された。

【東灘区保護司会歴代会長】

昭和27年	今村恒太郎	初代	平成15年	吉田省三	第8代
昭和42年	塚崎豊吉	第2代	平成17年	梶井正之	第9代
昭和47年	藤井繁次郎	第3代	平成21年	羽島敦子	第10代
昭和50年	森壽雄	第4代	平成25年	西尾静夫	第11代
昭和58年	藤井大心	第5代	平成27年	山田シヅ子	第12代
平成1年	志井保治	第6代	平成29年	清原孝重	第13代
平成13年	船引栄蔵	第7代			

「東灘区保護司会の年譜」は、「更生保護便覧'14」「更生保護50年史」「兵庫県更生保護五十年誌」「更生保護60年史」、更に法務省・文部科学省・警察庁・内閣府・首相官邸・全国保護司連盟などのホームページを参考にまとめたものです。